

(参考資料 2)

留意事項

【支給対象者について】

- ① 令和5年3月分(4月分)の児童扶養手当の支給を受けている者(その全部を支給しないこととされている者を除く。)
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者 ※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変している、児童扶養手当を受給している者と同じ水準の収入の者等

【支給額について】

上記①～③の支給対象者に対して、5万円を1回に限り支給する。ただし、監護等児童が2人以上である支給対象者に支給する給付の額は、これに監護等児童のうちの1人以外の監護等児童につきそれぞれ5万円を加算した額とする。

【申請先について】

- ① → 申請不要です。
- ②・③ → 申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請してください。

【申請・支払方法について】

(①の者の場合)

- 支払方法は、次の3種類ですが、原則、令和5年3月分の児童扶養手当振込口座に振り込みます。
 - ① 児童扶養手当口座振込方式：令和5年3月分の児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
 - ② 指定口座振込方式：支給決定前までに、支給対象者が指定口座の変更の届出を提出し、変更後の指定口座に振り込む方式
 - ③ 窓口交付方式：指定口座への振り込みによる支給が困難である場合には、市区町村が窓口で現金を交付することにより支給する方式

(②・③の者の場合)

- 支払方法は、次の2種類ですが、原則、申請口座に振り込みます。
 - ① 申請口座振込方式：支給対象者から申請のあった口座(公金受取口座又は指定口座)に振り込む方式
 - ② 窓口交付方式：申請口座への振り込みによる支給が困難である場合には、市区町村が窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 申請受付開始日及び申請期限は次のとおりです。

申請受付開始日

- ① 郵送等申請口座振込方式 : 6月1日
- ② 窓口申請口座振込方式 : 6月1日
- ③ 窓口交付方式 : 6月1日

申請期限 : 令和6年2月29日必着

【申請方法】

- 記載要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、窓口又は郵送等によりお住まいの市区町村に提出してください。
- 申請書を提出される際は、申請書様式記載の書類を添付してください。
 - ・ 申請者の方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等）の写し（※ここで示した本人確認書類はあくまで例示です。本人確認書類や本人確認方法については、各都道府県（町村）において通常の業務で取り扱っている本人確認書類・本人確認方法としていただいて構いません。）
 - ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
 - ※ 公金受取口座への振込又は窓口での現金支給を希望する場合は添付する必要はありません。
 - ・ 戸籍謄本又は抄本
 - ※ 既に、児童扶養手当の受給資格について都道府県等の認定を受けている場合は添付する必要はありません。
 - ・ 簡易な収入（所得）見込額の申立書及び収入（所得）を証明する書類
 - ※ 支給対象者のうち、②、③の場合
- ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に以下のように記載されています。）をご記入ください。
 - ※ ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ
 - 『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』
 - 【店名】〇〇〇（漢数字3桁）〇〇〇（読み方）
 - 【店番】〇〇〇（数字3桁）【預金種目】〇〇預金【口座番号】〇〇〇〇〇〇〇（数字7桁）』
 - ※ 「記号（5桁）、番号（8桁）」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。
- 長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。
- 海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

- 窓口での現金の受取りは、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込みによる支給が困難な方が対象となります。
- 窓口での現金の受取りは、9月1日からと、振込みによる支給より遅れて開始することとなりますので、ご了承ください。

【滋賀県からの問合せについて】

- 申請内容に不明な点があった場合、滋賀県やお住まいの町村から問合せを行うことがあります。ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに滋賀県・お住まいの町村の窓口又は警察にご連絡ください。

【その他】

- やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金（ひとり親世帯分）を支給できません。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で、支給ができなかった場合、滋賀県が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金（ひとり親世帯分）の支給を受けた場合は、支給した給付金（ひとり親世帯分）の返還を求めます。
- 給付金（ひとり親世帯分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはいけません。
- ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

滋賀県 子ども・青少年局 電話：077-528-3554
